

2019年7月10日

株主各位

東京都中央区新川一丁目4番9号  
トーソー株式会社  
代表取締役社長 前川 圭二

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2019年7月10日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類および数	普通株式 26,664 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金480円
4. 給付金額の総額	金12,798,720円
5. 現物出資財産の内容および価額	2019年7月10日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役3名および執行役員3名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金12,798,720円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金480円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 3名 17,916株 当社の執行役員 3名 8,748株 ※監査等委員である取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2019年7月26日

以上